伊王島小学校いじめ防止基本方針

本校教育目標「夢や希望を抱き　力を合わせて　時代を生き抜く児童生徒の育成」を目指し、全ての子どもと大人が「いじめはどの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもちつつ、いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。そのために本校では、いじめられている子どもの立場に立ち、学校が徹底して守り通すという姿勢を日常の教育活動を通して示し、安心と信頼の教育環境という土壌を築くとともに、いじめをする子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。学校と保護者、地域、関係機関が連携協力に努める。それらを念頭に置き、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

学校教育目標「夢や希望を抱き
力を合わせて　時代を生き抜く児童生徒の育成」

【めざす児童生徒像】

夢や希望を抱き、ふるさとに誇りと愛着をもつ児童生徒
豊かな心、健やかな体、確かな学力

いじめ対策委員会

＜担当職員＞

○校長　○教頭　○教務主任　○生活指導主任　○養護教諭
○特別支援コーディネーター　○教育相談コーディネーター

★個々のいじめの疑いがある事案については、学級担任や関係職員も入る。

＜専門員・外部関係者＞

○主任児童員
○学校評議員
○ＳＣ、ＳＳＷの派遣要請
（必要に応じて）

ＰＴＡ・地域との連携

★伊王島小中学校ＰＴＡ・伊王島小学校区子どもを守るネットワーク・伊王島中学校区育成協と連携して、「いじめ防止」を図る。

関係機関との連携

★長崎市教委学校教育課生徒指導係、教育研究所、大浦警察署伊王島警察官駐在所と連携して、「いじめ防止」や「いじめ対応」を行う。

児童会活動

★進んでよりよい学校、みんなが仲良く明るい学校をつくろうという児童会組織を作り、自主的に活動を行う。

（いじめの定義）　第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

（いじめの禁止）　第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。

（保護者の責務等）第９条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう，当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。　※いじめ防止対策推進法から抜粋

いじめ問題への取組

（学校及び学校の教職員の責務）第８条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で**いじめの防止及び早期発見に取り組む**とともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、**適切かつ迅速にこれに対処する責務**を有する。

いじめの防止

★　いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの育成を図る。

①校内指導体制の確立　②教師の指導力の向上　③人権意識と生命尊重の態度の育成
④道徳的実践力を培う道徳教育の充実　⑤子どもの自己肯定感の育成
⑥子どもの自己指導能力の育成　⑦家庭・地域、関係機関との連携強化
⑧学校基本方針の周知　⑨学校基本方針による取組の評価　（※いじめの防止：第１５条）

★長崎市いじめ防止基本方針を参照する。

いじめの早期発見・報告

★　子どもに関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め，子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、定期的なアンケート調査や教育相談をするなどして、子どもがいじめや悩みを話しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①教職員による観察や情報交換　②定期的なアンケート調査や個人面談の実施
③教育相談体制の整備　④情報の収集　⑤相談機関等の周知　（※いじめの早期発見：第１６条）

いじめに対する措置・対応

★　いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。どんな小さなものであっても、管理職へのすみやかな報告を行う。

①いじめの発見や相談を受けたときの対応　②組織的な対応
③いじめられた児童及びその保護者への支援　④いじめた児童への指導又はその保護者への助言
⑤集団への働きかけ　⑥ネット上のいじめへの対応

（※いじめに対する措置：第２３条）

重大事態発生時の迅速適切な取組

★　重大事態が発生した場合には、迅速に調査を行うとともに、長崎市教育委員会へ迅速・適切に報告を行う。また、事案について重大事態かもという危機意識を常にもち対応する。

重大事態：　①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
③その他の場合

報　　告：　学校長→長崎市教育委員会→市長